

**那珂市「道の駅」基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル  
質疑事項 回答**

番号	該当箇所	質疑	回答
1	実施要領 P.3	業務実績書及び配置予定技術者の業務実績書の記載件数に制限はあるのか。	件数に制限はありません。
2	実施要領 P.4	見積書は評価(審査)の対象になるのか。	見積書(提案価格)について評価(審査)を行います。
3	—	計画地(敷地図)のCADデータを提示してほしい。	計画地(敷地図)のCADデータについては、令和6年5月2日付けで市ホームページ上に参考資料として掲載しています。
4	—	計画地及び周辺の電気、給排水設備が把握できる資料を提示してほしい。	計画地及び周辺の給排水設備のデータについては、令和6年5月8日付けで市ホームページ上に参考資料として掲載しています。なお、電気設備のデータについては、契約締結後に提示することは可能です。
5	実施要領 P.4	プレゼンテーション審査においてパワーポイントの使用は可能か。	可能です。なお、プロジェクター及びスクリーンのみ市が用意します。
6	実施要領 P.4	プレゼンテーション審査で使用するスクリーンのサイズを示してほしい。	スクリーンのサイズは90型です。
7	実施要領 P.5	プレゼンテーション審査において提案内容を補足するための動画やスケッチによる表現は可能か。	技術提案書に記載の内容を補足するための表現は可能ですが、新たな提案要素を含む表現や追加資料の提示は認めません。
8	実施要領 P.5	プレゼンテーション審査において模型やパネルの持ち込みは可能か。	プレゼンテーション審査における追加資料の提示は認めません。

**那珂市「道の駅」基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル  
質疑事項 回答**

番号	該当箇所	質疑	回答
9	実施要領 P.3-4	業務実績書及び技術提案書に物件名や提案者の名称等を記載することは可能か。	可能です。
10	実施要領 P.4	⑧レポートをA4・1ページで作成せずに、⑦技術提案書内に複数個所に分けて記入し提出することは可能か。	⑦技術提案書に⑧レポートの内容を記載することは可能ですが、⑦技術提案書とは別途、⑧レポートを作成のうえ提出する必要があります。
11	実施要領 P.4	審査委員会のメンバーを公表する予定はあるか。	審査委員の事前の公表は行いません。
12	実施要領 P.2	「同種・類似施設の設計業務の受託実績」とは基本設計のみも認められるのか。また、竣工していない建築物でもよいのか。	基本設計のみも認めます。ただし、竣工した建築物に限ります。
13	実施要領 P.3	業務実績の「業務内容が分かる資料」とは、契約書、仕様書、図面、写真のいずれかで業務内容が分かればよいのか。	業務内容が簡潔に記載されていれば、体裁は問いません。
14	実施要領 P.2-4	一級建築士事務所登録証明書及び納税証明書は3か月以内の写しでもよいのか。	直近の内容が反映されている場合は写しでも可。